

報告第4号

飛騨4町村合併協議会事務局規程について

平成14年11月8日報告

飛騨4町村合併協議会

会長 松井 靖典

飛騨4町村合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、飛騨4町村合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、飛騨4町村合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会の事務局(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること
- (3) 協議会の庶務に関すること
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び分掌事務)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、計画班及び調整班を置く。

2 班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に局長、次長、班長、その他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長(以下「会長」という。)の命を受け、事務局の運営全般を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき、又は欠けたときの職務の代理

3 班長は、事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 分掌する事務の統括管理
- (2) 所属職員の指揮監督
- (3) 事務局次長の補佐

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要領等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項
(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 関係町村間の連絡調整に関すること。
- (2) 職員研修会等の実施に関すること。
- (3) 協議会だよりの編集及び発行に関すること。
- (4) 事務事業実態調査のとりまとめに関すること。
- (5) 事務局の運営に係る基本方針に関すること
- (6) 各種資料等の調整に関すること。
- (7) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (8) 物品及び現金の出納に関すること。
- (9) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (10) その他軽易な事項に関すること。
(代決)

第8条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第9条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、古川町の例によるものとする。この場合において、「課」とあるのは「事務局」と、「課長」とあるのは「事務局長」と、「町長」とあるのは「会長」と、「助役」とあるのは「副会長」と読み替えるものとする。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、管守者、用途及び個数は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の管守、取扱い等については、古川町の例によるものとする。

(職員の服務)

第11条 事務局の職員の服務及び勤務条件については、それぞれの町村の事務従事の例によるものとする。ただし、勤務時間の割振り並びに休憩時間及び休息時間については、古川町の例によるものとする。

(職員の給与等)

第 1 2 条 事務局の職員の給与等 (時間外勤務手当を除く。) については、それぞれ派遣する町村の負担とする。

2 職員の時間外勤務手当及び旅費については、古川町の例により協議会が支給する。

(委任)

第 1 3 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 4 年 1 1 月 8 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

班 名	分 掌 事 務
総 務 班	1 庶務及び会計に関すること
	2 合併の諸手続きに関すること
	3 協議会の会議に関すること
	4 合併に係る広報に関すること
	5 合併に係る資料の編纂に関すること
	6 人事に関すること
	7 報酬等支給に関すること
	8 合併の方式に関すること
	9 合併の期日に関すること
	10 新市の名称に関すること
	11 新市の事務所の位置に関すること
	12 財産の取扱いに関すること
	13 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること
	14 地方税の取扱いに関すること
	15 一般職の職員の身分の取扱いに関すること
	16 特別職の身分の取扱いに関すること
	17 条例、規則等の取扱いに関すること
	18 事務組織及び機構の取扱いに関すること
	19 一部事務組合等の取扱いに関すること
	20 使用料、手数料等の取扱いに関すること
	21 公共的団体等の取扱いに関すること

班 名	分 掌 事 務
(総務班)	22 補助金、交付金等の取扱いに関すること 23 町名・字名の取扱いに関すること 24 慣行の取扱いに関すること 25 総務分野の協定項目に関すること 26 その他の班に属さないこと
計 画 班	1 市町村計画に関すること 2 財政計画に関すること 3 予算編成に関すること
調 整 班	1 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること 2 民生分野、福祉分野、文教分野、産業分野、建設分野の協定項目に関すること 3 所管分野の条例、規則等の取扱いに関すること 4 所管分野の使用料、手数料の取扱いに関すること 5 所管分野の補助金、交付金等の取扱いに関すること 6 国民健康保険事業の取扱いに関すること 7 介護保険事業の取扱いに関すること 8 消防団の取扱いに関すること

別表第 2 (第 1 0 条関係)

名 称	ひ な 形	寸 法	書 体	管 守 者	用 途	個 数
飛 騨 4 町 村 合 併 協 議 会 の 印		方 2 1	てん書	飛 騨 4 町 村 合 併 協 議 会 事 務 局 長	飛 騨 4 町 村 合 併 協 議 会 の 一 般 文 書 用	1
飛 騨 4 町 村 合 併 協 議 会 会 長 の 印		方 1 8	れい書	飛 騨 4 町 村 合 併 協 議 会 事 務 局 長	飛 騨 4 町 村 合 併 協 議 会 の 一 般 文 書 用	1